

## 令和5年3月2日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年3月2日(木)  
13時53分～14時50分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件  
議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件  
議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について 6件  
議案第41号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 業務報告・予定  
3) その他

### 出席委員 17名

1番 宇川 傳治	12番 谷口 修
3番 中村 重樹	13番 宮西 勝昇
4番 坂田 信一	14番 加賀谷 良雄
5番 日光 善治	15番 高田 太衛
6番 三輪 和雄	16番 碓 善秋
7番 吉江 秀一	17番 木村 鉄雄
9番 西尾 和三郎	19番 渋谷 忠司
10番 多田 博次	20番 唐島 隆夫
11番 石丸 正明	

欠席委員 2番 田 悟 敏 子 18番 沼 田 吉 雄  
8番 前 田 真 一 郎

令和5年3月2日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆様ご苦労様です。早くも3月に入って雪もないもんですから忙しい体です。私のところでも、苗箱の消毒とかしております。昨日とうって変わって今日は寒くなりまして、体調管理が大変な日であります。</p> <p>先日、呉西地区の事務局長並びに会長会議がありまして、その席で意見交換会を行った際に耕作放棄地とかそれらの現地調査とかいろいろ話がでておりましたが、一番の問題はやっぱり活動日誌ですか、それらについて、皆さん大変苦慮されているようでございます。私のところはまだ、自分のところで農作業を請け負ったり、地区の人との電話とか、現地を訪問したりして、書く所は多少あるのですが、皆さん大変だと思っております。その他にいろいろ話もありましたが、一番の問題は活動日誌であったのではないかなと思っております。そして、最後になりますが、県の方からタブレットのことについて説明があります。また一つよろしく願います。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会3月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、17名で定足数（過半数）に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>欠席委員は、田悟委員さん、前田委員さん、沼田委員さんとなっております。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。8番の前田委員さんと次第には記載されておりますが欠席されておりますので、9番の西尾委員さんと10番の多田委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第38号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計1件</p> <p>○議案第39号 「農地法第4条の規定による許可申請について」計2件</p> <p>○議案第40号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計6件</p> <p>○議案第41号 「農用地利用集積計画の制定について」 以上、4件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号7番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は667㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているもあります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号7番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>報告いたします。事務局から言われたとおり、譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は〇〇472番で、地目は田んぼで、面積は667㎡です。これは第3条申請による所有権移転の贈与に伴うものであります。〇〇さんの方で内容を伺ってきました。この地面は、前の所有者が死亡されて、親戚関係の〇〇さんへ渡されたものであります。場所が〇〇と〇〇で遠いものですから、現在はずっと〇〇さんが耕作しておられるところであります。〇〇さんの方も遠方でありまして、そういうことを考慮して、この際親友の〇〇さんに贈与されて継続して耕作していただくことになっております。〇〇さんも現在1町4反ほど家族所有で田んぼを持っておいでますので、このまま継続されることになり問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第38号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第38号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>

事務局	<p>議案第39号の「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号6番は、申請者が〇〇さんです。対象の農地は2筆で合計面積が51㎡となっており、農家住宅敷地の拡張のため転用を行おうとするものです。位置図については、3ページから6ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『既存の施設の拡張』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>なお、申請地は昭和43年と昭和59年から違反転用となっており、現況地目は宅地となっております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号6番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>この後で、5条にも出てくるのですが、息子さんがこちらで家を建てたいということで、調査したところ、おじいちゃんの代で区画整理したあと、ここもまっすぐにせんなんとか、ここに車庫建てるやら倉庫建てるやらということで無断転用でやられたらしいです。分家を建てるということからわかったということでした。そういうことで皆さんご審議していただきたいと思います。面積はたくさんではないですが、地図で見ますと、2カ所ほどあったということで、申請があったとのこと。始末書も出ておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>受付番号6番について、質問が無いようですので、次に、受付番号7番について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>受付番号7番は、申請者が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が149㎡となっており、住宅敷地拡張のため転用を行おうとするものです。位置図については、7ページから10ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『既存の施設の拡張』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。なお、申請地は昭和61年から違反転用となっており、位置図の10ページの写真がありますが、物置兼車庫が建っており現況地目は宅地となっております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号7番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>今ほど事務局からもありましたように、昭和59年に〇〇さんの方へお父さんから相続されているわけですが、昭和61年に位置図の9ページの②の物置兼車庫を建てられたときに、この部分に車庫を建てられたということで、その前には230番地の用水が通っているわけですが、ここについてはブロックで渡れるようにしてあるということで、土改からの多目的利用の許可も取っておられるということでもあります。本人さんや総代さんにお聞きしたら、居宅のリフォームを考えておられるということで、計って見たらこの部分の無断転用がわかったということで今回の申請になったということでもあります。総代並びに隣の115の耕作者の〇〇さん、そして〇〇さんの116番から耕作されておられる方の同意書も出ておりますし、本人さんからの始末書も出ておりますので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第39号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第39号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>

事務局	<p>議案第40号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書3ページから5ページをご覧ください。</p> <p>受付番号37番は、使用貸借権の設定ということで貸人が〇〇さん、借人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が13㎡となっており、農家分家住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、11ページから14ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『隣接する土地との一体利用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号37番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇さんと〇〇さんは親子関係で、息子さんが〇〇におられるのですが、こちらで家を建てたいということで、先ほども言いましたが、位置図の4ページにあるように変形したところが無断転用で、今度は息子が来るので建てようとしたらこれがわかって、おじいちゃんの代に無断転用されてそのままになっていたそうです。親子4人で住まれるので手狭だということで、家を建てるということで申請を出されたそうです。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>受付番号37番について、質問が無いようですので、次に、受付番号38番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号38番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん外1名、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は3筆で合計面積が2,230㎡となっており、駐車場のため転用を行おうとするものです。位置図については、15ページから18ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『隣接する土地との一体利用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号38番について、調査報告をお願いします。</p>

〇〇委員	<p>所有権移転ということで、今の〇〇の駐車場を作りたいということで、面積が2,018㎡、地権者が〇〇さんと〇〇さんということです。話を聞きますと、〇〇さんの方から駐車場がないから作りたいということで、話しておりましたところ、〇〇の方では駐車場が200台分ありますが、マイクロバスが4台、営業車が15台、従業員が214人おられるということで、駐車場が手狭になったので近くを探したところ、〇〇の川向かいになります。川と農道の間ちょうど一筆だけ200㎡ほどあり、両隣は個人の家で排水など関係なくできる状況でありました。位置図は15、16ページに書いてありますが、両サイドは宅地で、水の関係は一切関係なく、どこにも迷惑をかけないのではないかと確認してきました。ということで、どうぞひとつよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>用水をまたいでいるが、どうやって渡るのですか。</p>
〇〇委員	<p>そこまでは話は出ておりませんでした。おそらく川の方から車は入れないので、471号から入るのではないかと思います。</p>
〇〇委員	<p>雨水はどうなるのですか。</p>
事務局	<p>位置図によると川の方に流れるようになっています。</p>
会長	<p>受付番号38番について、質問が無いようですので、次に、受付番号39番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号39番は、使用貸借権の設定ということで貸人が〇〇さん、借人が〇〇さんです。対象の農地は3筆で合計面積が387㎡となっており、住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、19ページから22ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、用途区域内のため第3種農地となりますので『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>

会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号39番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>19ページの地図をご覧いただきたいのですが、L字型のところがお貸しする地面であります。1169-1というのは非常に狭く地図では載っていますが、現状はかなり広くて、昔の乾燥機とかコンバインとかを入れる納屋が建ってしまして、そこは宅地になっているのですが、そこだけでは狭いということで、周りの地面の同じ〇〇さんの3筆を宅地に加えて新しくお孫さんの〇〇さんの家を建てるということになっております。一応確認しましたところ、このあたりは埋蔵文化財の絡みもありまして、市の方には埋蔵文化財の土地であるということ申請した上で転用の申請をしているということです。排水は前の〇〇に向かっていく広い道路のところ下水道の本管が通っていて、そこにつながります。雨水に関しては道路わきの側溝に入れ、残されたL字型の地面は〇〇さんの田んぼで、そこに進入路と用水の取入れ口があり、排水は、網掛け状態のところがありますが、下に向かって流すということになってはいますが、実際のところ、信号の角から道沿いにずっと耕作していませんので、雨水、用水を取り入れるということはない状態ですが、右下の方に向かって用水の排出を行うということがあります。周りの地面の〇〇さんのところと、用水がひとつ走っているのですが、その間に1162、1167、1160という〇〇さんの地面があるのですが、耕作は〇〇さんが請け負っているのですが、実際には耕作をしていないというのが数年続いています。用水に関してはそういう状態です。持ち主は本人とお孫さんとの関係ということですので、町内会長の承認も得ておりますので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号39番について、質問が無いようですので、次に、受付番号40番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号40番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん外1名、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は6筆で合計面積が689㎡となっており、分譲宅地のため転用を行おうとするものです。位置図については、23ページから26ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、用途区域内</p>



	のため第3種農地となりますので『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号40番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	報告します。位置図の23ページを見ていただくとわかると思いますが、現在残っている農地で耕作しているところはこの赤いところだけで、周りは全部宅地になっています。現実的にここの地権者ももう限界が来たと。〇〇さんと〇〇さんにお聞きしてきましたが、〇〇さんは、昨年で農機具が壊れてしまってもうできないし、他の人をお願いしても作ってもらえる人がいないということが現状で今回の判断をしたと、〇〇さんも耕作をお願いしてもなかなかしてもらえないものですからという言い方でした。〇〇さんでは、赤枠のところを3区画にわけて宅地造成するという計画でございまして、〇〇さんにはまだここには水路が残っているので、水流がないにしても、下に行く水はあるので、用水だけはしっかり確保しておいてくれとお願いをして、十分それには配慮するという返事をいただきました。この面積では、耕作してくれる人がいないというのが現状で、どうにもならないというのが〇〇さんと〇〇さんの意見でした。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	受付番号40番について、質問が無いようですので、次に、受付番号41番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号41番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は3筆で合計面積が628㎡となっております。貸資材置場のため転用を行おうとするものです。位置図については、27ページから29ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、用途区域内のため第3種農地となりますので『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号41番について、調査報告をお願いいたします。

〇〇委員	<p>報告いたします。地図は27ページを見ていただければ、〇〇のちょうど前にありまして、この土地を買われたのは〇〇さんです。この話は、もう一つ42番にもつながっていきまして、〇〇さんはこの一帯を全部娘婿と一緒に購入して、赤いところについては宅地造成して、〇〇の建設資材を置くことになっています。〇〇は〇〇地区の河川改修の工事の資材置き場に実際に使うということで、工事はいつまでもあるわけではないと思いますが、〇〇地区で仕事があるかぎり、当分の間つかわせてもらうことになっているそうです。〇〇さんも貸し賃が無くなっても、自分の宅地として面倒見ていくということになっています。この〇〇の前の道路に沿って用水が流れています。その用水に自然勾配で雨水を流すということで、資材なので油が流れたりすることはないと思いますが、重機とかあればもしかしたら漏れるかもしれない。そういうことについては、十分気をつけてくださいという話をしてきました。そこに乗り入れるトラックについても橋を架けるので、その江ざらいについても十分配慮したものにしてくださいとあります。3年ぐらい荒地になっています、田んぼが作られていません。この話も42番でしたいなと思います。造成して建築資材を置くことについては、問題は無かろうと思います。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>田にはなっていますが、現状はどうなっていますか。</p>
〇〇委員	<p>3年ぐらい耕作していません。</p>
会長	<p>受付番号41番について、質問が無いようですので、次に、受付番号42番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号42番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は3筆で合計面積が333㎡となっております、住宅建設のため転用を行おうとするものです。位置図については、30ページから33ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、用途区域内のため第3種農地となりますので『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>

会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号42番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	41, 42は話が続いていまして、〇〇さんの娘婿というのは42番の譲受人の〇〇さんです。〇〇さんは〇〇さんと同居していまして、子供が二人いまして、将来のことを考えると独立して家を立てるということで、27ページの地図でいくと、3筆ありますが、〇〇さんと〇〇さんは義理の親子なんですが、買われました。譲渡人の〇〇さんは、この辺の田んぼについてはなかなかやりにくいところで、形も悪いし、区画整理もされていない。いずれ息子さんに譲るので、この部分については息子に管理をまかせるということでしたが、3年ほど前から全くできておらず、息子さんは〇〇なので、〇〇に家を立てて住んでおられます。息子が決めたことなので、息子の言うようにするということだそうです。〇〇さんは、家を立てられることになって、家は変わるけれども、〇〇さんが続けてお孫さんの面倒を見ながら一緒に生活するというので、田んぼにするには大変ですが、環境はいいです。この辺の一带は上から下まで田んぼから田んぼへ水を差すようなところですよ。〇〇さんと〇〇さんの件についても、特に問題はなく、隣接圃場には影響が及ばないように全部コンクリートの畔があって、造成地にもコンクリートの仕切りがあります。雨水は自然傾斜で、前の大きな用水に流れます。特に問題はないかと思います。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
〇〇委員	用排水について問題はないのですか。
〇〇委員	隣接の圃場については独立していて、ブロック付きの畦畔になっています。
〇〇委員	親子だとわかったが、住宅が66㎡なので、200㎡ほどの残りはどう使うのですか。
〇〇委員	空き地になります。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第40号については「承認」としてよろしいですか。

全委員	異議なし
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第40号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第41号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは「異議なし」として、議案第40号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第41号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第41号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。</p> <p>6ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。</p> <p>内訳につきましては、7ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」利用権設定が8件で、合計面積が50,874㎡であり、すべて新規となっております。「6年以上10年未満」の利用権設定はありません。「3年以上6年未満」利用権設定が1件で、面積が10,731㎡であり、すべて新規となっております。「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。</p> <p>申請の内容は8ページから10ページに記載のとおりです。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第41号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	異議なし
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第41号については「承認」といたします。</p>

会長	<p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項は、今回ありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1)農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2)業務報告・予定</p> <p>3)その他連絡事項</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてであります。ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。</p> <p>これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>本日の総会審議ご苦勞様でした。春の農作業の準備がすすんでおります。寒暖の差が激しいので、体調管理に十分注意されまして、作業されますようお願いいたします。以上で3月の会議を終了いたします。ご苦勞様でした。</p>
	<p>—3月総会終了—</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和5年3月2日

会長 宇川 傳 治

議事録署名委員 9番 西 尾 和三郎

10番 多 田 博 次